

第 1 回 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会

今後の協議の進め方

令和 7 年 1 月 31 日



平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会について

平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会について

設置目的

平成筑豊鉄道沿線地域に係る地域公共交通計画の作成と実施に関する協議を行うために設置

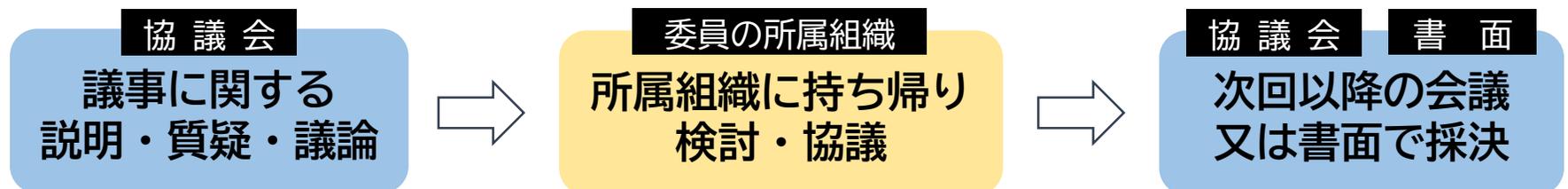
(根拠：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項)

関係者の合意形成の場

運営方法

- ▶座長・事務局 座長は福岡県交通政策課長、事務局は福岡県交通政策課
- ▶定足数 全委員の過半数（代理出席可）
- ▶公開・非公開 会議は非公開で行い、会議終了後、議事の概要を速やかに公表
- ▶議事の採決 出席委員の過半数（棄権可） ※全委員は協議結果を尊重する義務あり
- ▶採決の流れ

重要な議事に関する採決は、各委員の属する組織内での検討及び関係者との協議を行う時間を十分確保するため、次回以降の会議又は書面で行う



目 標

令和7(2025)年度中

方針 (大きな方向性) 決定



令和8(2026)年度の
早い時期

地域公共交通計画を作成



計画作成後

国の補助制度等を活用し
速やかに計画を実行

協議会スケジュール

(方針決定までの流れ)

令和6(2024)年度

第1回 【今回】

- ① 今後の協議の進め方
 - ▶本協議会の設置目的・運営方法、目標、協議会スケジュール等
- ② 平成筑豊鉄道(株)におけるこれまでの検討状況の報告
- ③ 本協議会における調査事項の検討 (1)

第2回 【3月27日】

- ① 沿線市町村の財政状況
- ② 鉄道維持案の検討
- ③ BRT (Bus Rapid Transit) 転換案の検討
- ④ 路線バス転換案の検討
- ⑤ 本協議会における調査事項の検討 (2)

令和7(2025)年度

第3回 【4～5月】	本協議会における調査事項の決定 → 必要に応じて調査委託の実施
夏	▶地域公共交通計画の全体構成及び導入部分の検討 ▶全国の事例報告 ▶鉄道事業及びバス事業等に関する諸手続の勉強会
秋	▶調査結果の報告
秋～冬	▶方針決定に向けた意見集約（沿線市町村）・協議
春	▶方針決定